

要件を満たす方に【水洗便所改造等資金助成】を行っています

《助成期間》

令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

《対象工事》

- ①くみ取り便所を水洗便所に改造し、汚水の全てを公共下水道、または農業集落排水施設に接続する工事
- ②浄化槽を廃止して、汚水の全てを公共下水道、または農業集落排水施設に接続する工事

《助成要件》

- ① 世帯全員が市民税非課税であること。または世帯全員の住民税課税額合計の合算額が8万5,000円未満であること。
※「世帯全員」とは工事予定の建物に居住する全ての方です。
- ② 公共下水道事業下水道受益者負担金・分担金、農業集落排水事業受益者分担金を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 助成の対象である改造工事に関し、重複して他の公的機関からの補助金、助成金等の交付を受ける者でないこと。

《助成金額》

| | 世帯全員が市民税非課税 | 世帯全員の住民税課税額合計の合算額が 8万5,000円未満 |
|---------------|---------------------------|----------------------------------|
| くみ取便所、単独処理浄化槽 | 工事費の2分の1 (上限12万5,000円) | 工事費の2分の1 (上限10万円) |
| 合併処理浄化槽 | 工事費の2分の1 (上限8万円) | 工事費の2分の1 (上限6万円) |

※1,000円未満は切り捨て

《要件確認に必要な書類》

- ① 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（宮崎市役所・各総合支所などの証明窓口にて有料発行）
- ② 申請者の属する世帯全員の市民税・県民税額を証明するもの（下記1～5のいずれか1つ）
 - 1 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（6月上旬に勤務先から通知）
 - 2 市民税・県民税 納税通知書（6月上旬に宮崎市役所から通知）
 - 3 市民税・県民税 課税証明書（宮崎市役所・各総合支所などの証明窓口にて有料発行）
 - 4 市民税・県民税 納税証明書（宮崎市役所・各総合支所などの証明窓口にて有料発行）
 - 5 市民税・県民税 非課税証明書（宮崎市役所・各総合支所などの証明窓口にて有料発行）

《注意点》

- ・必ず工事着手前に申請してください。工事着手後は助成できません。
- ・予算がなくなり次第受付を締め切りますのでご了承ください。